

犯罪収益移転防止法における古物商及び質屋の義務等について

貴金属等の売買を行う古物商及び質屋のみなさんへ

犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）の規定により、古物である貴金属等の売買の業務を行う古物商（以下「特定古物商」という。）及び流質物である貴金属等の売却を行う質屋（以下「特定質屋」という。）のみなさんは、本人特定事項の確認や疑わしい取引の届出の義務等が課せられています。

◇貴金属等とは



犯罪収益移転防止法の対象となる「貴金属等」とは、以下の物をいいます。

- ① 金、白金、銀及びこれらの合金（貴金属）
- ② ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠（宝石）
- ③ ①及び②の製品

◇特定古物商及び特定質屋の義務

犯罪収益移転防止法の規定により、特定古物商及び特定質屋は、200万円を超える金属等の現金取引を行う際、下記の義務が課せられます。

- ① 取引時確認
 - ◎ 本人特定事項
 - ・ 氏名、住所、生年月日（個人）
 - ・ 名称、所在地（法人）
 - ◎ 取引を行う目的
 - ◎ 職業（個人）又は事業の内容（法人）
 - ◎ 実質的支配者
 - ・ 25%を超える議決権を有する者等（法人）
 - ◎ 資産及び収入の状況
 - ・ ハイリスク取引で、200万円を超える財産の移転を伴う場合に限る
- ② 確認記録の作成・保存（7年間保存）
- ③ 取引記録等の作成・保存（7年間保存）
- ④ 疑わしい取引の届出
- ⑤ 取引時確認等を的確に行うための措置



◇ハイリスク取引とは

ハイリスク取引とは、通常の見積りに比べ、マネー・ローンダリングに利用されるリスクが特に高い取引のことをいいます。具体的には、次に該当する取引をいいます。

- ◎過去の契約の際に確認した顧客等又は代表者等になりすましている疑いがある取引
- ◎過去の契約時の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ◎特定国等（イラン・北朝鮮）に居住、所在する者との取引

また、当該取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、資産及び収入の状況の確認も必要となります。

詳細につきましては、下記のリンク先を御覧ください。（外部サイトへと移動します。）

◇**犯罪収益移転防止法の詳細(取引時の確認事項とその書類等)について**(警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益移転防止対策室(JAFIC))

◇**宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインについて**(経済産業省)

◇**疑わしい取引の届出方法について**(警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益移転防止対策室(JAFIC))

◇**タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出**(警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益移転防止対策室(JAFIC))

タリバーン関係者等のテロリストを定めた外務省告示に掲載されている個人及び団体との関係が疑われる取引については、疑わしい取引として届出が必要になります。

リストについては随時更新されていますので、ご確認ください。

問い合わせ先
福島県警察本部生活安全企画課
生活安全指導第一係
電話番号 024-522-2151